

目 次

序	
I 調査の目的と概要	1
1 調査の目的	3
2 アンケート調査の概要	4
3 インタビュー調査の概要	10
II アンケート調査の結果	15
凡例	17
1 回答者の特徴	19
2 震災後の法律問題	31
3 震災後に経験した「最も重大な問題」	40
4 法律専門家への相談	46
5 法律専門家に相談しない理由	55
6 法的手続の利用と障害事由	60
7 問題解決率と法律専門家相談の効果	64
8 原発事故関連問題	70
9 法テラスの認知度と制度利用意向	86
10 アンケート調査結果の要約	93
III インタビュー調査の結果（ケース1～24）	95
凡例	97
インタビュー記録	99
IV 今後の被災者支援を巡る諸課題について—まとめに代えて—	301
V 資料（調査票等）	309
調査メンバー一覧	337

序

今般の東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故は未曾有の大災害であり、深刻かつ重大な被害を多くの被災者にもたらした。その被害は岩手、宮城、福島の3県を中心に東日本全域に及び、とりわけ、いわゆる司法過疎地である東北の沿岸部において深刻であり、法的支援を必要とする多くの問題を発生させた。

日本司法支援センター（法テラス）は、東日本大震災の発生直後から、避難所等への出張相談や法的支援の拠点となる被災地出張所の開設、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）」（2012年4月1日施行）による各種の法的援助などさまざまな活動を展開してきた。

法テラスは、これらの活動の一環として、東日本大震災の被災者および原発事故被害者の法的ニーズの実態を明らかにし、被災地における法的支援の仕組みやサービスの改善を図ることを目的とする法的ニーズに関する調査を実施した。具体的には、2012年11月から12月に、仙台市、女川町、南三陸町、相馬市の仮設住宅の住民および二本松市にある浪江町対象の仮設住宅の住民に対するアンケート調査を実施するとともに、2013年5月から7月にかけて、アンケート調査に際して追加インタビューへの協力意思が確認できた方のうち24名に対しインタビュー調査を実施した。

このうち、アンケート調査についてはその基本集計結果を2013年3月に「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」として取りまとめ公表している。

本報告書は、今回の一連の調査の包括的かつ最終的な報告書であり、第Ⅰ部 調査の目的と概要、第Ⅱ部 アンケート調査の結果、第Ⅲ部 インタビュー調査の結果、第Ⅳ部 今後の被災地支援を巡る諸課題について一まとめに代えて、第Ⅴ部 資料、という構成となっている。

本調査は、被災者の法的ニーズの実態と今後の法的支援の在り方などについて、貴重な知見をもたらすとともに法的支援に関する多くの課題を明らかにしている。

法テラスは、今後、本調査の結果を踏まえ、被災者に関する法的支援の改善と充実に力を尽くす所存である。

本調査は東京大学社会科学研究所・佐藤岩夫教授の指導と協力のもとに実施したものである

が、佐藤教授は本報告書につき第Ⅰ部・第Ⅱ部を執筆されたほか、全般にわたって監修をしていただいた。同教授に心より感謝申し上げます。また、本調査および本報告書は、アンケート調査への回答、インタビュー調査における聞き取りにご協力いただいた被災者の方々をはじめ、多くの関係者の献身的な努力と支援によって実現したものであり、これらの方々にも本報告書の発行にあたり御礼を申し上げます。

2014年5月

日本司法支援センター
理事長 宮崎 誠